

玉名市長 高崎 哲哉 様

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

公文書の部分開示決定に関する異議申立てについて（答申）

平成25年4月19日付け玉市土第47-1号情報公開審査諮問書にて諮問されたことについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

玉名市長（以下「実施機関」という。）は、次に掲げる文書を開示すべきである。

- (1) 平成23年11月4日付け弁護士作成「意見書」の文書中、FAXで送信された2枚目の文書
- (2) 平成24年3月8日付け弁護士作成「事務連絡」の文書中、FAXで送信された1枚目の文書
- (3) 平成24年5月18日付け「準備書面に関する玉名市の認識について(回答)」(鑑文)
- (4) 平成24年6月12日付け弁護士作成「事務連絡」の文書中、FAXで送信された1枚目の文書
- (5) 平成24年7月3日付け弁護士作成「事務連絡」の文書中、FAXで送信された1枚目の文書

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が行った公文書の部分開示決定を取り消し、対象文書の全部の開示を求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

ア 情報公開事務等の取扱等に関し不適正な事務処理がなされ、また、当該不適正な事務処理に基づいて作成された文書が保有されている。

イ 実施機関は保有する情報を全て開示していない。具体的には、FAX送信

票のページ番号、文書の内容等から、実施機関は次に掲げる（未開示を削除）文書（以下「審査対象文書」という。）を保有していながら、開示していない。

- (ア) 平成23年10月15日開始「立願寺温泉ホテル前市道側溝蓋にかかる転倒事故について（記録）」に追記した文書
- (イ) 2012年5月25日17時16分に回議書の別紙となっている弁護士作成「準備書面」の文書中、FAXで送信された1枚目の文書
- (ウ) 平成24年6月8日付け弁護士作成「事務連絡」の文書中、準備書面及び証拠
- (エ) 平成24年6月8日付け弁護士作成「事務連絡」の文書中、FAXで送信された1枚目の文書
- (オ) 平成24年6月8日付け弁護士作成「事務連絡」に対し、実施機関が作成した回答文書
- (カ) 平成23年11月4日付け弁護士作成「意見書」の文書中、FAXで送信された1枚目及び2枚目の文書
- (キ) 2013年3月6日付け異議申立人作成「準備書面」の文書中、FAXで送信された1枚目の文書
- (ク) 平成24年4月22日付け弁護士作成「事務連絡」に対し、実施機関が作成した回答文書
- (ケ) 2013年6月12日付け弁護士作成「事務連絡」の文書中、FAXで送信された1枚目の文書
- (コ) 2013年6月12日付け弁護士作成「事務連絡」に対し、実施機関が作成した回答文書
- (サ) 2012年6月25日に損保会社から管財課へ送信された異議申立人作成「準備書面4」の文書中、FAXで送信された1枚目及び2枚目の文書
- (シ) 2012年7月4日に損保会社から管財課に送信されている弁護士作成「事務連絡」の文書中、FAXで送信された1枚目の文書
- (ス) 2012年7月4日に損保会社から管財課に送信されている弁護士作成「事務連絡」に対し、実施機関が作成した回答文書
- (セ) 玉名警察署に相談した内容及び指導内容等に関する文書
- (ソ) その他未開示文書

3 実施機関の説明の要旨

実施機関からの意見書及び審査会における担当者による説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関が保有する文書については、玉名市情報公開条例7条2号に規定す

る個人に関する情報に該当する部分を除き、全て開示している。

- (2) 異議申立人が未開示である旨主張する 2 (2) イの (ア)～(ウ) 記載の審査対象文書のうち、(ア)については本件異議申立てに係る公文書開示請求（以下「本件請求」という。）に対して開示した平成 24 年 8 月 7 日まで追記の文書以降追記は行っていないため存在せず、(ウ)については協議メモに残す内容ではないと判断し、文書を作成していないため存在しない。

4 審査会の判断

(1) 審査会の審査の対象について

当審査会は、実施機関が保有する文書に対する開示請求に対して実施機関が行った部分開示決定、不開示決定等につき、調査審議し、当該決定の当・不当の判断をする機関であり（玉名市情報公開条例 18 条 1 項）、不開示部分につき不開示とすることに理由があるか否かにつき判断しなければならない。

そこで、異議申立人の主張をみると、そのうち、2 (2) アの主張は、実施機関における事務取扱の不適正さを指摘するものであり、その趣旨は、実施機関の事務取扱の適否等についての判断を求め、不適正な事務取扱の是正を求める点にある。

しかし、本件において、実施機関における事務取扱の不適正さは、不開示部分につき不開示としたことを不当とすることの理由となるものではなく、また、実施機関の不適正な事務取扱の是正は、本来、実施機関に対して要請すべき問題であるから、当審査会の判断の対象となるものではない。

したがって、異議申立人の 2 (2) アの実施機関の事務取扱の適否等に係る主張部分については、当審査会の判断を控えるものとする。

(2) 未開示文書の有無について

本件請求は、平成 24 年 7 月 18 日付けで異議申立人が行った公文書開示請求（以下「前回請求」という。）に対し、実施機関が平成 24 年 7 月 27 日付け玉市総第 155-1 号で行った部分開示決定において未開示の文書を対象としている。なお、土木課及び管財課が重複して保有する文書は、管財課が交付した。

以上を踏まえて、異議申立人の主張のうち、2 (2) イの未開示の文書が存在するとの主張につき、当審査会は、実施機関の担当者による説明並びに前回請求に対して交付された文書、本件請求に対して交付された文書及び実施機関が保有する文書の確認を行った結果、次のとおり判断する。

ア 前回請求及び本件請求の対象となる文書は、「大坊トンネル西線事故関係綴」に綴られている文書 221 枚及び「立願寺温泉ホテル前市道側溝蓋にかかる転倒事故について（記録）」に綴られている文書 23 枚の合計 244 枚の

文書である。

イ 上記文書のうち、前回請求に対して交付された文書が37枚、本件請求に対して交付された文書のうち、土木課から交付された文書が19枚、重複して保有しているとして管財課が交付した文書が183枚、合計239枚の文書が交付されている。

ウ したがって、実施機関が保有する文書244枚のうち、交付されている文書は239枚であり、未開示となっている文書が5枚存在することが判明した。

よって、これら5枚の未開示文書については、審査会の結論に記載するとおり開示すべきであると判断する。

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

委員 坂本 秀道

委員 木村 總子

委員 田中 智恵美